



Special issue

スィッチOTC医薬品・税制上恒久化へ

セルフメディケーションを一層推進

「セルフメディケーション税制」は、薬局などで購入した風邪薬や湿布薬などの市販薬（OTC医薬品）の購入額の一部を所得控除できる税制上の仕組みです。政府は昨年末、税制の対象となる医薬品のうち、医療用医薬品から転用されたスィッチOTC医薬品について、2026年末までとなっている適用期限を撤廃して2027年から恒久化する方針を閣議決定しました。非スィッチOTC医薬品は対象を拡大し、適用期限を5年延長するとしています。

前回の改正では、有訴者数が多い「腰痛・関節痛・肩こり」「風邪の諸症状」「アレルギーの諸症状」の3症状に対応し、医療費適正化の効果が高い「鎮痛・消炎剤」「解熱鎮痛消炎剤」「鎮咳去痰剤^{ちんがいきよたんざい}」「耳鼻科用剤」の4薬効の非スィッチOTC医薬品が新たに対象となりました。また、対象のスィッチOTC医薬品から、医療費適正化効果が低いと認められる医薬品を除外しました。今回の改正では、非スィッチOTC医薬品に

「消化器官用薬」や「生薬を有効成分とする鎮咳去痰薬」を追加するとともに、新たに一部のOTC検査薬を税制の対象とするなどの見直しが行われ、2027年から適用される予定です。

この税制を活用すると、本人または家族が購入した市販薬の年間計1万2000円を超える部分（最大8万8000円まで）を課税所得から控除できます。ただし、医療費控除との併用はできません。

セルフメディケーションについて世界保健機関（WHO）は、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義しています。少子高齢化の進展により医療保険制度の財政運営が厳しさを増す中、国民皆保険制度を維持するためには、制度改革のみならず、私達の日常的な取り組みも大切です。適切な食事、睡眠、運動による健康維持と定期的な健診受診を土台としたセルフメディケーションのさらなる推進が求められています。

知っておきたい！ 健保のコト vol.82

子ども・子育て支援金制度

来年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります。健保組合は、2026年4月分保険料（5月給与天引き分）より、健康保険料・介護保険料（40歳以上65歳未満）と合わせて新たに「子ども・子育て支援金」を徴収することになります。あくまでも徴収代行を担うことから、支援金を保険給付や保健事業などに充てることはできません。

この制度は、国が掲げる『こども未来戦略「加速化プラン」』に示された少子化対策の財源確保を目的としています。子ども・子育て支援の具体的な施策としては、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、育児給付の手取り10割相当への拡充などが挙げられます。

支援金総額の目安は、歳出改革や規定予算の活用を図りつつ、

2026年度に6千億円、2027年度に8千億円、2028年度に1兆円と段階的に引き上げられます。毎月の支援金額は、標準報酬月額×支援金率（被用者保険は国が示す一定の率）で計算されます。こども家庭庁は、2026年度の健保組合の被保険者1人当たり支援金額は平均で月額550円になるとの試算を公表しています。

この支援金は、少子化対策によって経済・社会システムや地域社会が維持される意義を重視し、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして創設されました。ただ、新たな負担を求めることから、国や関係者が国民の十分な理解を得られるようしっかりと周知広報を行う必要があります。